

令和7年4月1日

## 専任を要する監理技術者等の兼務について

徳島市が発注する建設工事について、令和7年4月1日から次のとおり取り扱うものとする。

- 1 建設業法第26条第3項に基づく専任の監理技術者及び主任技術者(以下、監理技術者等)について、次の条件を全て満たす場合、専任特例1号として請け負った建設工事の兼務を認めるものとする。

### 【専任特例1号による兼務要件】

- ① 兼務は2件までとする。
  - ※ 配置する監理技術者等が特定営業所技術者の場合は1件までとなる。
- ② 請負契約金額が1億円未満(※建築一式工事は2億円未満)の工事であること。
- ③ 工事現場間の距離が、一日の勤務時間内で巡回可能なものであり、移動時間が概ね2時間以内であること。
- ④ 各建設工事の下請け次数が3を超えていないこと。
- ⑤ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を各工事現場に配置できること。なお、連絡員の雇用形態は、直接的かつ恒常的な雇用関係は必要ないが、施工管理の最終的な責任は請負業者が負うため留意すること。
  - ※ 土木一式工事及び建築一式工事については、当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験があるものを配置すること。
- ⑥ 情報通信技術を用いて、監理技術者等が工事現場の施工体制を確認するための措置を講じていること。
- ⑦ 兼務する各工事の監督員と協議の上、「人員の配置を示す計画書」を作成し、当初の請負契約時に「人員の配置を示す計画書」の写しを契約担当者に提出すること。また、作成した計画書は工事現場への据え置き及び営業所で保存を行うこと。
- ⑧ 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況が確認できるように映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を設置し、機器が利用可能な環境であること。

### (留意事項)

- ① 同一の監理技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場の兼務はできない。
- ② 請負契約金額が工事途中で1億円以上となった場合、専任特例を活用できない。
- ③ 下請次数が3を超えた場合、専任特例を活用できない。

なお、専任特例1号を活用した建設工事の兼務の詳細については、下記の国土交通省のホームページをご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00038.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html)

- 2 建設業法第26条第3項に基づく専任の監理技術者（※ 専任の主任技術者は除く）について、次の要件を全て満たす場合、専任特例2号として請け負った建設工事の兼務を認めるものとする。

**【専任特例2号による兼務要件】**

- ① 兼務は2件までとする。  
ただし、徳島市内を施工箇所とし、発注機関は問わない。
- ② 当初請負契約金額が2億円未満の工事であること。
- ③ 低入札価格調査制度に基づく調査基準価格を下回った金額で契約締結した工事でないこと。
- ④ 監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置できること。  
※ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。  
※ 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑤ 専任特例2号による監理技術者は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ⑥ 専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡をとれる体制であること。
- ⑦ 監理技術者補佐が担う業務等について施工計画書等で明らかにすること。

**（留意事項）**

- ① 兼務する各工事の監督員と協議の上、「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」と「監理技術者補佐選任（変更）通知書」に「監理技術者兼務届」を添えて提出すること。
- ② 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これらの複数工事を一の工事とみなすこととし、災害復旧工事や維持工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）との兼務については別途定める。
- ③ 専任特例2号による監理技術者は現場代理人と兼務することはできない。